

## 評議員及び役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人キリン福祉財団（以下「本財団」という。）の定款第17条第3項及び第33条第3項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 評議員とは、定款第13条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第27条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 評議員等とは、評議員及び役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、報酬等には、定款第17条第2項及び第33条第2項に掲げる費用を含まないものとする。

### (報酬等の支給額)

第3条 本財団は、評議員等の職務執行の対価として、次に定める報酬等を支給することができる。ただし、評議員等本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- (1) 評議員等に対する報酬等は、評議員会又は理事会への出席の都度、1日当たり各1万円を支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても、1万円とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、監事に対しては、監事監査及び行政庁による立入検査の立会ごとに1日あたり各1万円を支給する。

### (退職手当等)

第4条 本財団は、評議員等に対し、前条に定める報酬等以外には、退職手当及び賞与その他これらに類する一切の手当てを支給しない。

### (報酬等の支払い)

第5条 評議員等に対する報酬等は、支払事由発生後、遅滞なく支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって評議員等本人に支給する。ただし、評議員等本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

2. 前項ただし書きの規定にかかわらず、評議員等本人から申し出がある場合は、この限りではない。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団の設立の登記の日から施行する。